

全 建 事 発 第 6 0 号
令和 2 年 7 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

令和 2 年 7 月豪雨による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 7 月 3 日からの令和 2 年 7 月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、同法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなった旨、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文（建設業法上の特例措置等）
- ・ 同 上 （浄化槽法上の特例措置等）
- ・ 同 上 （建設リサイクル法上の特例措置等）

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国 不 建 第 3 0 号
令和 2 年 7 月 1 5 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

令和 2 年 7 月 豪雨による災害の発生に伴う
建設業法上の特例措置等について

令和 2 年 7 月 3 日からの令和 2 年 7 月 豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、7 月 1 4 日付けで公布・施行された令和 2 年 7 月 豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 2 2 3 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 7 3 6 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 2 年 7 月 豪雨に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建設業の許可（令和 2 年 7 月 3 日から令和 2 年 1 2 月 2 7 日の間に登録の有効期間が満了するもの）に限り、令和 2 年 7 月 2 日までに更新を受けた場合を除く。）については、

告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年12月28日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき令和2年7月豪雨の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年12月28日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和2年7月豪雨により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和2年7月3日から令和2年10月29日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和2年10月30日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（令和2年7月3日から令和2年12月27日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの（直近の経営事項審査が平成30年12月3日から令和元年5月27日を審査基準日とするもの）に限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年12月28日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和2年7月豪雨の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、令和2年12月28日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項

の規定に基づく監理技術者資格者証（令和２年７月３日から令和２年１２月２７日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、令和２年７月２日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和２年１２月２８日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき、令和２年７月豪雨の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和２年１２月２８日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

５．監理技術者講習の受講について（権利利益保全法第４条関係）

建設業法第２６条第３項の規定により専任で配置される監理技術者については、令和２年７月豪雨により、同条第４項の登録を受けた講習（以下「監理技術者講習」という。）を受講することができず、令和２年７月３日から令和２年１０月２９日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から５年が満了した場合であっても、政令に基づき、令和２年１０月３０日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が令和２年７月３日から令和２年１０月２９日までに到来する場合であっても、令和２年１０月３０日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし（監理技術者資格者証は４のとおり別途必要。）、特定被災地域内に住所を有さない者であっても、令和２年７月豪雨によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

６．その他

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、令和２年７月豪雨により、監理技術

者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

- ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和2年7月豪雨により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和 2 年 7 月豪雨による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について

令和 2 年 7 月 3 日からの令和 2 年 7 月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、7 月 1 4 日付けで公布・施行された令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 2 2 3 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 7 3 6 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 浄化槽工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る浄化槽法第 2 1 条第 1 項の規定に基づく浄化槽工事業の登録（令和 2 年 7 月 3 日から令和 2 年 1 2 月 2 7 日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和 2 年 7 月 2 日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和 2 年 1 2 月 2 8 日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月豪雨の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）につ

いて、令和２年１２月２８日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

２．変更等の届出について（権利利益保全法第４条関係）

令和２年７月豪雨により、浄化槽法第２５条第１項及び第２６条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和２年７月３日から令和２年１０月２９日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和２年１０月３０日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国 不 建 第 3 5 号
令和 2 年 7 月 1 5 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和 2 年 7 月豪雨による災害の発生に伴う
建設リサイクル法上の特例措置等について

令和 2 年 7 月 3 日からの令和 2 年 7 月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、7 月 1 4 日付けで公布・施行された令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 2 2 3 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 7 3 6 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「建設リサイクル法」という。）における特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 2 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所

を有する者に係る建設リサイクル法第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録（令和2年7月3日から令和2年12月27日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和2年7月2日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年12月28日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和2年7月豪雨の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年12月28日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和2年7月豪雨により、建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和2年7月3日から令和2年10月29日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和2年10月30日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。